

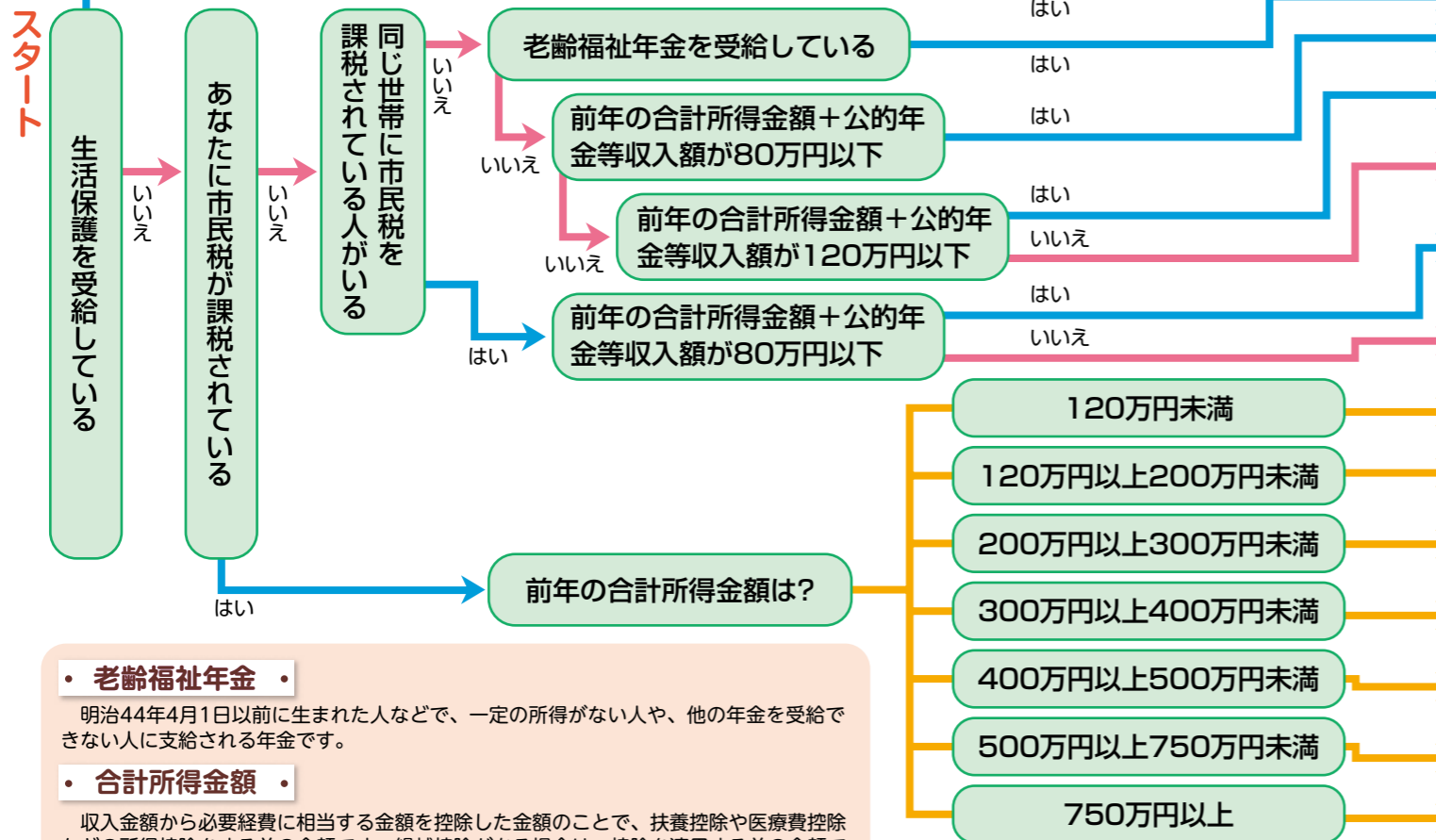
保険料は大切な財源です

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、みなさんの所得に応じて設定されます。

決め方

あなたの所得段階は？



・老齢福祉年金・

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

・合計所得金額・

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。繰越控除がある場合は、控除を適用する前の金額です。また、第1段階から第5段階の人については年金収入にかかる所得は加算しません。

納め方

年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。



特別徴収の人は

年金が年額18万円未満の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、6月～翌年3月（年10回）で、介護保険料を草津市に個別に納めます。

年度途中で65歳になった人や、年度途中で他の市区町村から転入してきた人などについては、年度途中でも特別徴収へ切り替えられます。



普通徴収の人は

保険料は基準額をもとに決められます

基準額  
(月額)

草津市で介護保険  
給付にかかる費用

65歳以上の人の  
負担分

÷ 12か月

草津市の65歳以上の人数



所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給の方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方	基準額×0.50※	31,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	53,100円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える方	基準額×0.75	53,100円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方	基準額×0.85	60,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える方	基準額×1.00	70,800円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円未満の方	基準額×1.10	77,900円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	88,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	106,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	113,300円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額400万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	120,400円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額500万円以上750万円未満の方	基準額×1.80	127,400円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額750万円以上の方	基準額×1.90	134,500円

※第1段階の保険料負担の割合は0.5ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本人が負担する割合は0.45に軽減されます（表記の金額は0.45の金額）。

前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は前年度の2月分と同額を仮の保険料額として納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



仮の保険料額を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

口座振替が便利です

- 預金通帳
- 印鑑（通帳届け出印）

口座振替にすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。上記のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

